

予防接種法の改正についての意見

厚生労働省は、今回の「新型インフルエンザ」及び今後これと同等の新たな「病原性の高くない新型インフルエンザ」が発生した場合の予防接種対応に万全を期するため、予防接種法の一部改正法案を今国会に提出することとしている。

我々都市自治体は、これまで住民の安全・安心を守る最前線の基礎自治体として、今回の新型インフルエンザ対策をはじめ予防接種事業に全力で取り組んできたところである。

この度、厚生労働省から情報提供された資料によれば、新型インフルエンザ等に係る実施主体については、国の指示により、都道府県の協力のもと、住民に身近で、かつ、インフルエンザ予防接種の実務に精通した市町村とされている。また、費用負担については、接種対象者から実費徴収することができるとし、このうち低所得者については、国・都道府県・市町村による公費負担を導入することとされている。

しかしながら、想定外の感染症の発生は、国民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼし、国家の危機管理上重大な課題である。

よって、国は、今回の予防接種法の改正等にあたっては、これまでの経緯をも踏まえつつ、下記事項をはじめあらゆる事態に適切かつ迅速に対応するべく、万全の対策を講じられるよう要請する。

記

1. 未知の感染症が発症した場合、当該感染力や毒性の強弱の解明を迅速かつ的確に行うとともに、国の責任において、有効なワクチンの確保、

接種対象者や接種時期の設定等について、地方公共団体への速やかな情報提供と国民への適切な周知を行い、全国統一的にワクチン接種を実施できるようにすること。

2. 臨時・緊急的にワクチン接種が必要となる感染症への対応については、国家的危機管理の問題であり、国は具体的な役割と責任を明確に示すこと。

また、国の責任において、確実に財政措置を行うこと。

3. 政府は、本年夏を目途に、強毒性インフルエンザに係る総合的な対策を再構築する方針であるとしているが、その重要な柱となるワクチン接種の在り方等については、今後、地方公共団体と十分に協議し、その意見を踏まえた上で、予防接種法の抜本改正を行うなど所要の措置を講じること。

なお、強毒性インフルエンザに係るワクチンの接種費用については、全額国庫負担とすることが基本である。

平成22年3月5日

全 国 市 長 会